

平成25年7月長浜市教育委員会定例会 会議録

I. 開催事項

1. 開催日時

平成25年7月25日（木） 午後1時30分～午後3時15分

2. 開催場所

教育委員会室（長浜市内保町2490-1 長浜市役所浅井支所2階）

3. 出席委員

委員長	松嶋孝雄
委員（委員長職務代理者）	前田敏一
委員	桐山恵行
委員	井関真弓
委員	北川貢造（教育長）

4. 欠席委員

なし

5. 出席事務局職員

理事	勝木俊次
理事兼教育総務課長	福井清和
教育指導課長	杉本義明
すこやか教育推進課長	平尾真弓
幼児課長	小川尚久
教育センター参事	勝城弘志
長浜城歴史博物館長	片山勝
文化財保護センター所長	森口訓男
長浜図書館長	山内博司
長浜学校給食センター所長	山田隆司
生涯学習・文化スポーツ課長	岩坪健一
教育総務課副参事	伊吹定浩
教育総務課主査	隼瀬愛

6. 傍聴者

なし

Ⅱ. 会議次第

1. 開 会

2. 議 事

日程第1 会議録署名委員指名

日程第2 会議録の承認

6月定例会

日程第3 教育長の報告

日程第4 議案審議

議案第21号 議会の議決を経るべき教育関係議案について

議案第22号 平成26年度幼稚園、保育園及び認定こども園の園児の募集について

日程第5 その他

3. 閉 会

Ⅲ. 議事の概要

1. 開 会

委員長からあいさつの後、開会宣言があった。

2. 会議録署名委員指名

前田敏一委員、北川貢造委員

3. 会議録の承認

6月定例会

特に指摘事項はなく、6月定例会会議録は承認された。

4. 教育長の報告

北川委員：1点目は施設整備事業の進捗状況について報告いたします。1つは新学校給食センターの配送不備に係わる対応について、配送車を斜めに付けるような形で改修することで市長の決裁を受け、総務教育常任委員会でも承認をいただきました。8月中旬には完成となるよう工事に入ります。改修費は990万円で、市民の皆様には大変なご負担をおかけすることになってしまいました。総務教育常任委員会からもここに至った経緯の検証を求められておりますので、調査し8月の総務教育常任委員会で報告いたします。教育委員会の瑕疵を含めた厳しい内容になると考えております。2つめは全小中学校へのエアコンの設置について、第1回目の入札で14校分が不成立となり、第2回目の入札を7月に実施しました。

1 4校一括での入札でしたが、第2回目においても応札していただける業者がありませんでしたので不成立となりました。8月に入札を行い、9月上旬には業者が決定すると考えております。平成26年3月完了という基本的な目標は変わっておりません。3つめは仮称湖北幼稚園についてですが、委員長ご出席のもと7月12日に起工式を行い、その後旧体育館の解体等前段の工事が始まっております。4つめは、高月・木之本の幼保園統合につきまして、今年度の当初予算で両地区の認定こども園化の設計費を計上しており、木之本につきましては入札に入ることになりました。高月につきましてもできるだけ早く設計入札にもっていきたいと考えております。両園とも平成26年度建設、平成27年4月1日開園という予定で動いております。5つめですが、高月学校給食センターにつきましては老朽化により早急な整備が求められております。一方で旧湖北町の1中学校3小学校の自校方式による給食室もかなり老朽化しています。教育委員会ではこれまでの経緯を受けまして新高月学校給食センターに旧高月、旧湖北両小中学校の給食をセンター方式で統合する基本方針を持っております。旧湖北町の1中学校3小学校については自校給食方式を大きく変えるので、事前の丁寧な説明が必要です。すでに校長をはじめPTAとの協議に入っております。また小谷小学校の自校給食につきましては来年度から浅井給食センターから配食することで話を進めてきており、本市の全体的な給食の方針であるセンター方式で最終的に了解を得ました。

2点目は、上草野・下草野小学校の統合の事業についてですが、統合の協議会が5月に発足し、大変熱心に協議していただいております。予定のスケジュールに則り着々と進行しております。委員会としましては校名を含めた骨格については8月中に確定し、必要な予算措置や条例改正については9月議会に上程する予定をしております。大変大きな事案であり、地元の保護者の皆さんの100%のご理解とご了解、ご支援をいただいて新校を作りたいと考えております。とりわけ学校がなくなる上草野小学校には格段の配慮をしながら、統合新校であると地域の皆様にもご理解をしていただいたうえで進めていきたいと思っています。関連しまして、上草野小学校の跡地の活用についてどうするかということにつきましては、長浜市の市有財産の活用に関しましては、地元の皆さんの意向を受けながら有効に活用するという基本的な方針を持っておりますので、この事案につきましてもそのような方向で検討されると思います。地元では個々にこのような施設がいいのではないかと協議されている動きがあり、そのような動きについて率直にお受けしながら地元の皆様と協議していくというスタンスでおります。今後は総務等関係部署が集まり、組織を立ち上げて対応するという事で先般決定しましたので、教育委員会からも検討に加わり考えて参りたいと考えております。

3点目に、生徒指導に係わり夏季特別青少年指導員を委嘱しました。これは昨年初めて委嘱したわけですが、長期休暇とりわけ夏休みの間には、従前にも想定しないような事案が発生することもあり、子ども達が開放的になる時期でもあり、

また地域活動が中心となる生活に変わりますので、深夜にわたって一定巡回を強化する必要があるのではないかという判断をし、昨年度夏季特別青少年補導員制度というものを立ち上げ、これを今年も継続して行うことにしました。先般7月19日に昨年度と同じ10名に委嘱を致し、7月20日から9月1日までの間指導していただくことになっております。

最後に4点目ですが、園訪問を行いました。6月25日から7月18日にかけて、全24園を訪問いたしました。所感を申し上げますと、平成24年1月1日に市は幼保一元化の方針のもと、教育委員会に幼児課を設置、長浜市の教育は0歳から中学3年生までの15年間を教育委員会が教育という観点で統括していくという方針となりました。私は園訪問をする中で確実にその方向で園が変わってきているという印象を持ちました。従前保育園と幼稚園、認定こども園には園経営、園教育、保育に見た目にも差異があるように感じておりましたが、昨年来、園の年間目標、方針、具体的な計画等ほぼ同じような内容になってきており、園長の意識も変わり、園が一つの方向で動いてきているという印象を強く持ちました。またもう一つは、就学前教育におきましても各園経営が知徳体を念頭に置いた、三位一体の保育・教育課程の編成の重要性を就学前0歳から5歳までその時々身に付けるべき基本的な生活規範及び人間関係力の習得等の認識が多くの園で明確になってきているのではないかと思います。以上のようなことから、私は教育委員会のもとに教育という物差しで、幼保が一元化した方向で就学前教育が進んできていると実感して帰って参りました。一方で、保育士、幼稚園教諭、職員の力量に差があるという課題も感じました。幼稚園、保育園、認定園の教員としての基本的な技能として、特にピアノや歌、発声、語りかけがあると思います。このような点が不十分であるという気がいたしました。2つ目の課題は、チームプレーとしての認識です。どのクラスにも2人から4人の教員が入っております。基本的にはチームプレーです。ただ特別支援の子を見ているということではなく、担任、主任教諭のもとで一体になって動かしていくチームティーチングということをもう少し認識してやる必要があるのではないかと思います。そのような課題はありますが、着実に進んでいるという思いはあります。7月に大津市の教育委員会より就学前教育のあり方について問い合わせがありました。長浜市としては就学前教育を教育委員会に一元化したことは正しかったと認識していること、また今後もその方向で進めていく方針であることを話しました。大津市のこれからの動きについては注目していきたいと感じております。以上で教育長報告を終わります。

松嶋委員長：教育長の報告に対し、何か質問やご意見等はありませんか。

松嶋委員長：幼児教育の教育者の資質について、器楽、声楽、発声というような話だが、採用の時にある程度その辺りに重点を置きたいとのことか。ピアノだけでなくアコーディオンやギターも十分伴奏にも使えるかと思うが。

幼児課長：教員採用試験では、歌やピアノの試験を行っています。また1次試験で

は小中学校の職員の採用試験のレベルに準じた基礎的な学力試験を市で作成し実施しております。2次試験では面接試験により受験者の人物について細かなところを聞き取っております。

教育指導課長：小学校、中学校は、一次試験に集団面接、筆記試験があり、その試験に合格された者が二次試験に進み、そこでは音楽実技、水泳50m、それ以外にも中学校の専門になりますと、それぞれの専門の試験、模擬授業などの内容で試験を実施しております。当然それぞれお持ちの特技等把握した上での試験になっております。

松嶋委員長：今後の幼児教育の充実につなげようとする実技を伴う試験も必要になってくるとは思うが、器楽の試験を行っているのか。

教育長：はい、ピアノの試験を行っております。

松嶋委員長：課題曲などの試験があるのか。

教育長：はい、その他にも歌の試験も行っております。

松嶋委員長：そうするとこれから変わってくるかもしれない。

教育長：採用の応募状況を説明して下さい。

幼児課長：現在正規職員で欠員がありますが、その欠員を早い段階でなくしたいと努力しております。まず、経験者枠で16名の応募があり8名程度の採用を予定しております。また新規採用枠は15名程度となっており、67名の応募者がありました。

教育長：できれば3年以内に、4月1日現在の欠員が0になるようにしていきたいという方向で市長には話をしております。財政の観点でそうなっているとは思いますが、十分な分析はできていません。市職員の削減という大きな方針があり、就学前教育の職員も市の職員という大枠の中で考えているところがありますので、財政及び人事の方はとても厳しい姿勢を持っておられますが、0歳から15歳を教育委員会が教育という観点で統括すると長浜市は位置づけたのですから早期に是正したいと考えております。事務職員が全園で配置されていなかったものを今年は全園で配置し、小さな園では1日あたり5時間勤務で週2日若しくは3日入っており1人の事務職員が2つの園をかけ持つ形ではありますが、それでも園にとっては大変有効であるとの話を全ての園で聞きました。小さな園ではフルタイムになるかどうかは分かりませんが、もう少し増やしていきたいと考えております。また看護師の配置につきましても、一部園では配置しておりますが、このあたりもしっかりと考えていく必要があるのではないかと思います。

5. 議案審議

本日の会議に諮る予定の議案第21号については、市議会の議決を経るべき議案審議となる。市議会で審議される前の情報であり、公にすることにより、市民等の間に混乱を生じさせる恐れがあることから、当議案については、「地方教育行

政の組織及び運営に関する法律」第13条第6項の規定に基づき、非公開とした旨の発議があり、出席委員全員一致で議決された。

議案第21号 議会の議決を経るべき教育関係議案について

委員長は事務局へ説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答等は次のとおり。

桐山委員：ガバナーとは何か。

すこやか教育推進課長：ガバナーとはガスを供給する施設ですが、給食センターだけのものではなく、周辺も含めてここへ一旦ガスがきて、ここから供給するという施設です。

桐山委員：中継タンクみたいなものか。

すこやか教育推進課長：はい、そうです。給食センターの中のこの土地を大阪ガスに貸したという状態です。

教育総務課副参事：一般的には工場から出された高圧のガスを低圧や中圧に変換するような設備です。

北川委員：設計図を見る限りは何の問題もないように見えるのですが、厨房設備関係者は当初から12mは必要だと言っていたのですが、最終的に11mになりました。その経緯は色々あるものの、結果可能だと判断したということです。

松嶋委員長：可能だと誰が判断したのか。

北川委員：建築課もその協議に入っておりますが、最終的には教育委員会です。実際車を運転する時には、あそびというのは必要であると思います。配送する業者から竣工式の後に駐車が無理だと聞き、驚いて駆けつけ現場を検証しました。何度も切り返すと入りますが、ここに2台入れ真中から出入りすることは不可能に近いです。よほど誰かが切り返しなどを指示しながらでなければ入れない状態です。それにはやはり錯覚みたいなものがあつたのだと思います。今いる給食センターの配送員にも協力してもらい、事前に十分に検証するべきであつたと思います。

桐山委員：今回は検証をしっかりと行ったのか。

北川委員：はい、今回は何度も行いました。配送業者もトラックを持ってきて、これならいけますとおっしゃっていただいております。

松嶋委員長：何に対しても慎重に対処すべきであり、これに関しても誰かこれでいいと判断したのだと思う。こういった経緯でこのような事態になったかの検証をしておかないと、こういうことがまた起こる。

北川委員：今その経緯を検証しており、次回の定例会で議会への報告内容を担当から説明いたしますので、その時にまた議論いただけたらと思います。

前田委員：車の大きさが従来より大型化したという説明を前回受けたが。

松嶋委員長：教育長の話では、厨房設備関係の業者が12mないと無理だというのを11mで設置したということであつたが、その判断は。

北川委員：12mは絶対必要だという表現の仕方ではなく、12mあると望ましいという表現をされていました。現在の幅は11mのところにフェンスのつかえが出ており、実際は10.5mしかない状態です。委員長がおっしゃったように、他の事業についてもきちんと検証をしなければいけないと思います。現在理事を中心に小学校の統合を進めておりますが、必ず記録を明確にし、会議の都度、前回の会議録を確認してから会議に入るようにしております。記録を担当する事務を最初から配置しており、問題がないよう行っております。そういった点で非常に甘い部分があったと思います。次回またご説明申し上げます。

その他意見はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり同意された。

議案第22号 平成26年度幼稚園、保育園及び認定こども園の園児の募集について

委員長は事務局へ説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。
主な質疑応答は次のとおり。

松嶋委員長：就学の前には全ての幼児が幼稚園に入るのか。

北川委員：保育園に通っている幼児はそのまま保育園に通われることが多いです。

松嶋委員長：3年保育の入園対象の保護者には入園関係書類を郵送すると書いてあるが、これは全幼児に送るということか。

理事：保育園に入っている幼児も、幼稚園に入る年齢に達しましたのでということで、全幼児に送付します。保育園から幼稚園への転園もありますので。

桐山委員：以前にも伺ったかもしれないが、保育園とか子ども園については行きたいところを希望できるが、幼稚園は園区という決まったところにしか行けないということで、園区ではない園の方が近くにある場合の例外的措置というのは、基本的に幼稚園は認められないのか。

幼児課長：幼稚園は基本的には園区をベースにお願いをしております。

桐山委員：保育園は自由に選択できるのに、幼稚園だけそんなふうに縛るとするのはどうなのかと思う。幼稚園と保育園が明確に分かれている時ならばいいのだが、一体化しようかという時にいかなものか。

松嶋委員長：それについては、将来の小学校の就学の時に友人関係といったところもあるのだろうが、区域外通学というものが小中では当然認めている。そういうことが例外として保護者からの申し出によって認められるのではないのだろうか。

幼児課長：特例的な例外はありますが、区域外の幼稚園の方が近いという理由では園区外通園は認めておりません。

桐山委員：そうすれば、保育園の方へ行って下さいという話になるのか。

幼児課長：保育園は就労などの要件がなければ入園できません。お勤めの関係で迎えに行きやすい保育園を選ばれることがあります。幼稚園では特別な事情以外の園区外通園は認めていません。

桐山委員：具体的にそういった事例を聞いたので、園区外ではあるが近い幼稚園に行けないのかと。そこまで厳密に園区を決めなければならないのか、もう少し柔軟に対応してはもらえないのか。

北川委員：原則での説明は理解できますが、今桐山委員がおっしゃったようなケースがこれまでにあったのか、なかったのか。もしあった場合にはどのように対応したのか説明して下さい。

松嶋委員長：原則保護者からの申し出があれば、区域外の就園も認められるのではないかと。小学校への就学に関係もあるので、親だけの思いで学区外に就園するよりも将来子どもの小学校への就学のことも踏まえて判断していかないと不都合が生じることもあるのではないかと。

理事：はい、幼稚園も小中学校と同様に園区がありますが、基準の中では特別な事情により教育委員会に申し立てをすることができるという規程がありますので、小中学校と同じように事情を聞きながら園区外も可能にはなっております。その他意見はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり可決された。

6. その他

(1) 学区変更等について

教育指導課長から口頭で説明があった。

桐山委員：区域15自治会の総意とおっしゃったが、どのような範囲を指しているのか。

教育指導課長：長浜北小学校から西中学校へ通う自治会数です。

桐山委員：その全部の総意がいるということか。当該自治会ではなく、今長浜北小学校から西中学校に通っている自治会全部に話をして総意を得るということか。

教育指導課長：総意というのは決して話し合っただけということではないです。

桐山委員：小学校中学校の定数の問題もあり、そう簡単にいく話ではないと思う。

桐山委員：狭間の地区が関係する15町の総意を全部得なければならないのは事実上不可だと言われている気がする。

松嶋委員長：どのような区割りになっているのかは分からないが、連続した町で学区の区域が決められているのか。

桐山委員：基本的には区域は連続している。

松嶋委員長：これが中学校区だけ交差するようになったら問題だと思う。

教育指導課長：そのことも含めて手続きの仕方や協議の仕方についてももう少し時間をいただき整理したいと考えております。

北川委員：私も少し曖昧だと思うので、これまでこういった事例にどうやって対応したか、原則どうなっているかを洗い直して、次回しっかり報告したいと思

います。

教育指導課長：先ほど自治会の総意をまとめてというお話をさせていただきましたが、それが自治会内の意見なのか狭間にある自治会全体の意見をまとめてという部分についてははっきりしておりませんのでご了承願います。

（２）学校給食センターに係る人事異動について

教育総務課から資料に基づき説明があった。

松嶋委員長：なぜこのような人事異動が発令されるのか。

教育総務課長：３つの給食センターが統合し、長浜学校給食センターができました。調理については今までは直営で市職員と臨時職員で行ってきましたが、調理委託となりましたので市職員も部局内の調理現場にそれぞれ異動させたということです。

松嶋委員長：人数が増えているところがあるが、人数が超過するというのか。

教育総務課長：このように将来的にわたり組織体制を変えていくのには一時的な増員もやむを得ないと考えております。また、調理業務の委託が決まった一年前から、この異動を見越し職員の増員をせず調整をしながら最小限の人員でまわっておりましてので最小限の増員で済んでおります。

松嶋委員長：ではこの増員でちょうどいい配置となっているということか。人員削減を叫んでいる時に増員をするのはどうだという声はあがないか。

教育総務課長：これは正規の職員の異動で、計画的調整をさせていただいているものです。

（３）教育委員質疑

桐山委員：２点質問します。１点目に、７月１９日の毎日新聞に文部科学省が２０１１年度から必修化された小学校英語について、全国の先進校１６００校を対象に実態調査をする方針を固めたとの報道があった。記事によると先進校の定義は「教育課程特例校」となっているが、長浜市の小学校はこれに該当するのか。また調査の内容、手法についてあらかじめ文科省から打診なり通知はあったのかお聞きしたい。

教育指導課長：ご質問の「教育課程特例校」については、長浜市内のすべての小学校が「教育課程特例校」となっておりますので、実態調査対象となると考えております。しかし現在のところはまだ市にも学校にもアンケートは届いておりません。ただ、県には文部科学省から届いているようで間もなく市に届くと思います。届きましたら内容等も分かりますので、報告させていただきます。

桐山委員：前もって何か依頼があったということはないのか。

教育指導課長：そのような依頼はありませんでした。

桐山委員：滋賀県には教育課程特例校が何校あるのか。

教育指導課長：英語に関しましては滋賀県では長浜市だけです。平成16年4月より特例開始となっております。最初は内閣府構造改革特区だったのですが、平成21年に特例校に変わっております。

桐山委員：もう1点、中学校の職場体験活動について、平成20年7月に閣議決定された「教育基本計画」では、今後5年間に特に重点的に取組む施策として、学校を中心とした職場体験活動をはじめとするキャリア教育をあげており、私自身平成23年度の県庁で行われた市長教育委員会研修会でも文部科学省から詳しく説明を受けた。そこで一つ目に教育基本計画の実施から5年が経過した現在でも文部科学省におけるキャリア教育の重要性に対する認識は変わっていないのか。二つ目に、滋賀県ではかなり前から中学校の職場体験は5日間となっており、国からも滋賀県は先進的だということで高く評価されているようだが、以前の2、3日間の職場体験と比べて明らかにその効果が高いと市教委としても認識しているのか。なぜそのようなことを聞くかというと、5日間というのは学校側からすると好ましい期間であるのかもしれないが、受ける方からすると非常にしんどい。私も以前受けた経験があるのだが、どうしてもお客さんという扱いになってしまう。5日間する仕事があればいいのだが、暇な時間帯もあり受ける側としてのプレッシャーもある。実際受ける企業が減っているのではないかと推測するのだがどうなのかお尋ねしたい。聞いたところによると、受けるところがあまりに少ないので自分の家が店をされていたら自分のところでもいいから体験しなさいといったことを言われた学校もあるそうだ。そのような実態があっても5日間職場体験を続ける意味があるのか。しかし実態はそんなことない、というのであればそれで結構です。私が見た感じでは惰性で行われているような感じがする。また一度断られた体験先には二度と要望には行っておられず、だんだん受け入れ先が少なくなりスーパーマーケットなど公共の施設などに狭まってきているのではないのかと邪推するがどうか。

教育指導課長：平成23年1月31日の中央審議会答申、そして3月に文部科学省から発表された報告に基づいて研修をされたと思うのですが、それ以降文部科学省からの通知はありません。しかし、今なお文部科学省も滋賀県においても認識は変わっておりません。滋賀県は全県100校にあたる中学校が全て5日間実施をしており、5日間行っている県というのは全国で3県しかありません。滋賀県は全国に先駆けて実施しております。文部科学省では、5日間のうち緊張の1日目、仕事を覚える2日目、仕事に慣れる3日目、創意工夫の4日目、感動の5日目というフレーズでふれられており、県も市も職場体験の趣旨から考えると最低5日間は必要ではないかと思っております。委員がおっしゃったような受け入れ先が減ってきておりどうしようもないといった話は、市には入ってきておりません。平成24年度のチャレンジウィークのアンケートによると、受け入れ先の感想では職場体験を通して生徒たちに変化があり良かったという感想が87%、今後も協力してもよいという事業所は96%であったということ

です。

桐山委員：それは長浜市でのアンケートか。

教育指導課長：これは県全体でのアンケートです。このような数字も出ておりますし、また学校に受け入れ先の決め方は限定されていないのか、苦労はないのかということを尋ねますと、確かに苦労はありますが、子ども達に将来の職業観を聞いた時にこんな仕事をやってみたいというようなところについては、積極的に開拓をしており、親も期待されていると話しております。

桐山委員：現状では5日間で問題はないということか。

教育指導課長：そういう認識をしております。

桐山委員：せっかくなので、学校運営協議会などの協力も得て、受け入れ先をもう少し開拓されてもいいように思う。

北川委員：私もそう思います。

前田委員：伊香体育館の音響の問題のことについて、旧木之本町の時代からのことだが、国体が終わってから非常に音響が悪くなっており、現在もその状態である。伊香体育館ではかなりたくさんの催し物を行っており、電気事業者に頼んで音響をきちんと設営してやれる事業ばかりではなく、柔道大会や老人会、幼稚園の運動会などの場合は伊香体育館の音響を使用する。他府県から来ていただくような大きな大会も催されるので、何とか早く音響を修理してほしい。

生涯学習・文化スポーツ課長：生涯学習・文化スポーツ課では公民館などの社会教育施設、体育館、運動場、プール、野球場などの社会体育施設、これらを合わせますと70を超える施設を抱えております。そのうち本課で直接管理している施設と、支所で執行管理している施設とがあり、伊香体育館は正式には木之本運動広場体育館という名称で北部振興局が所管している施設です。北部振興局に確認しましたところ、音響の設備が良くない事は把握されているのですが、ただ建設当時あたりと随分前からそのような状態が続いているということで、その原因がマイクやスピーカー、アンプ等の故障というわけではなく、構造上といいますか根本的なところに問題がありそうだということで、故障によって音が割れているとかいうことではないそうで、現在まで改修されずにきているとのことです。根本的に音響をやりかえとなりますと、修繕にかなりの日数がかかると思われ、財政的な面もあり、直ちに改修できるかどうか言えないのですが、まずは原因を特定し何かいい方法で改修できないか検討しようと考えております。

前田委員：体育館の上の方にスピーカーがついていると思うが、柱にスピーカーを二つ付ければそんなに大きなお金をかけなくても改修できるのではないか。

生涯学習・文化スポーツ課長：スピーカーの位置を変えることや、附属的なスピーカーを付けるといった程度で改修できるのであれば検討したいと思っております。

前田委員：今日の新聞に国体が内々定したと書いてあったが、これから大きな大会も開催されるので、きちんと対応いただきたい。

生涯学習・文化スポーツ課：新聞にも掲載されておりましたが、平成36年の滋賀国体が内々定したということで、この10月から県で準備委員会を立ち上げられ具体的な検討が始まろうとしております。具体的には11年後ということで、どこの市でどのような種目を行うかといった方針を県で示されてから市においても検討していく形になると思います。

松嶋委員長：他何かご質問はありますか。

桐山委員：昨日の新聞に、湖国の観音の大型展覧会が東京で開催されることが決まったと掲載されていたのだが、この窓口は教育委員会なのか。

長浜城歴史博物館長：いいえ、教育委員会ではありません。企画政策課の方が窓口となっております。

桐山委員：非常に素晴らしい取組でと思ったので、教育委員会としてどのように係わっておられるのか聞こうと思った。

長浜城歴史博物館長：長浜城歴史博物館からオブザーバー的に学芸員が2人協力しておりますが、長浜城歴史博物館としては入っておりません。

桐山委員：何か委員会みたいなものがあるのか。

長浜城歴史博物館長：観音振興文化の委員会は今年度の年度当初から開催され、関係の団体、地元の方、委員、関係する専門家、また長浜市の仏様について詳しい学芸員、あるいは他の大学施設とパイプの太い学芸員などが参考者として委員会に参加しております。

文化財保護センター所長：元々の起こりが震災を受けた後、観音様を東北の方に持っていけないかという話がある中で、観音は湖北が特有ということではありませんが湖北は観音像が多いというキャッチフレーズの的な要素も入り、観音振興文化というものを大々的に広げていこうという動きが現在あります。その中で東京に第1陣で観音が行き今回の展覧会の開催となりました。所有者が了承するかどうかという問題もありますが、学芸員も係わりながら、そのような形で現在進んでいるところです。

桐山委員：是非とも成功しますように。

8. 閉会

委員長から、本日の委員会会議が全て終了した旨の発言があり、閉会の宣言があった。